

尼崎市障害福祉計画（第6期）における活動指標（案）について

項目	1	障害福祉サービス等					
サービス等の種類	1－①	訪問系サービス					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅系サービス全体 居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 （重度障害者等包括支援）	49,736 時間/月 1,683 人/月	50,028 時間/月 1,694 人/月	49,720 時間/月 1,693 人/月	49,991 時間/月 1,689 人/月	49,990 時間/月 1,714 人/月	50,323 時間/月 1,733 人/月	・居宅系サービス全体については、概ね、H30、R1年度の対前年伸び率の平均から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。
居宅介護	32,805 時間/月 1,417 人/月	32,164 時間/月 1,421 人/月	32,170 時間/月 1,441 人/月	32,413 時間/月 1,437 人/月	31,328 時間/月 1,452 人/月	31,105 時間/月 1,468 人/月	・「居宅介護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用時間数0.98：利用者数1.01）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。
重度訪問介護	11,325 時間/月 69 人/月	12,362 時間/月 78 人/月	13,172 時間/月 74 人/月	12,816 時間/月 66 人/月	13,476 時間/月 66 人/月	13,587 時間/月 62 人/月	・「重度訪問介護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用時間数1.05：利用者数1.06）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。
同行援護	5,175 時間/月 180 人/月	5,001 時間/月 175 人/月	3,833 時間/月 156 人/月	4,046 時間/月 154 人/月	4,356 時間/月 155 人/月	4,693 時間/月 156 人/月	・「同行援護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用時間数0.98：利用者数0.98）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・報酬改定が行われたH30年度以降の傾向で見込む。
行動援護	430 時間/月 16 人/月	501 時間/月 20 人/月	545 時間/月 22 人/月	715 時間/月 33 人/月	830 時間/月 40 人/月	937 時間/月 47 人/月	・「行動援護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用時間数1.16：利用者数1.21）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・移動支援の見直し（H29.10月）の翌年度であるH30年度以降の傾向で見込む。
サービス等の種類	1－②	日中活動系サービス					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	20,875 日/月 1,118 人/月	21,109 日/月 1,125 人/月	21,077 日/月 1,119 人/月	21,562 日/月 1,130 人/月	21,522 日/月 1,126 人/月	21,825 日/月 1,132 人/月	・「生活介護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用日数1.01：利用者数1.01）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。
自立訓練（機能訓練）	159 日/月 17 人/月	184 日/月 17 人/月	155 日/月 13 人/月	117 日/月 8 人/月	135 日/月 8 人/月	127 日/月 7 人/月	・「自立訓練（機能訓練）」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均（1.01）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・延べ利用日数は、H30～R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均（約11日）を、利用者数に乗じて算出。
自立訓練（生活訓練）	448 日/月 26 人/月	475 日/月 30 人/月	773 日/月 51 人/月	776 日/月 54 人/月	810 日/月 52 人/月	905 日/月 58 人/月	・「自立訓練（生活訓練）」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均（1.03）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・延べ利用日数は、H30～R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均（約16日）を、利用者数に乗じて算出。
就労移行支援	1,695 日/月 100 人/月	1,619 日/月 99 人/月	1,679 日/月 102 人/月	1,847 日/月 113 人/月	1,925 日/月 119 人/月	2,000 日/月 124 人/月	・「就労移行支援」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均（1.01）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・延べ利用日数は、H30～R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均（約17日）を、利用者数に乗じて算出。
就労継続支援（A型）	5,582 日/月 283 人/月	5,754 日/月 296 人/月	6,250 日/月 321 人/月	6,764 日/月 314 人/月	7,128 日/月 333 人/月	7,678 日/月 353 人/月	・「就労継続支援A型」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用日数1.04：利用者数1.05）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。
就労継続支援（B型）	14,280 日/月 879 人/月	14,876 日/月 912 人/月	15,449 日/月 954 人/月	16,900 日/月 1,036 人/月	18,182 日/月 1,125 人/月	20,088 日/月 1,231 人/月	・「就労継続支援B型」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用日数1.05：利用者数1.05）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。

尼崎市障害福祉計画（第6期）における活動指標（案）について

就労定着支援	12 人/月	44 人/月	44 人/月	44 人/月	48 人/月	55 人/月	・「就労定着支援」は、H30年度からの新サービスとなるため、直近のR2年度の対前年伸び率の平均（利用者数1.15）から算出。
療養介護	85 人/月	87 人/月	91 人/月	92 人/月	96 人/月	99 人/月	・「療養介護」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均（利用者数1.01）から算出（※病院等におけるサービスのため、新型コロナの影響は勘案しない。）。
短期入所（福祉型、医療型）	1,905 日/月	1,959 日/月	1,863 日/月	2,046 日/月	2,040 日/月	2,097 日/月	・「短期入所」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用日数1.02：利用者数1.05）から算出（※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。
	393 人/月	407 人/月	348 人/月	355 人/月	375 人/月	386 人/月	

サービス等の種類 1－③ 居住系サービス

※ 令和2年度は見込値

区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助 （うち、精神障害者）	0 人/月	1 人/月	2 人/月	7 人/月 （6 人/月）	6 人/月 （5 人/月）	5 人/月 （4 人/月）	・「自立生活援助」は、H30年度からの新サービスとなるため、直近のR2年度の対前年伸び率の平均（利用者数1.83）から算出。 ・うち、精神障害の利用者は、H30・R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均（100.0%）を用いて算出。
共同生活援助 （うち、精神障害者）	300 人/月	301 人/月	349 人/月	392 人/月 （88 人/月）	419 人/月 （107 人/月）	459 人/月 （110 人/月）	・「共同生活援助」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均（利用者数1.06）から算出（※居住系サービスのため、新型コロナの影響は勘案しない。本市の利用ニーズの高さや重度利用者の増加を見込み、当該伸び率を採用。）。 ・うち、精神障害の利用者は、H30・R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均（18.5%）を用いて算出。
施設入所支援	397 人/月	393 人/月	383 人/月	381 人/月	380 人/月	380 人/月	・「施設入所支援」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均（利用者数0.99）から算出（※居住系サービスのため、新型コロナの影響は勘案しない。）。
地域生活支援拠点等	1か所 （面的整備型）	1か所 （面的整備型）	1か所 （面的整備型）	1か所 （面的整備型） 年1回以上	1か所 （面的整備型） 年1回以上	1か所 （面的整備型） 年1回以上	【新】 ・現在設置している本市拠点（面的整備型）の確保を見込む。 ・当該拠点が有する機能充実に向けた検証及び検討の実施回数は、年1回以上を見込む。

サービス等の種類 1－④ 相談支援

※ 令和2年度は見込値

区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援 （サービス等利用計画）	201 人/月	237 人/月	271 人/月	288 人/月	300 人/月	336 人/月	・「計画相談支援」は、まず、障害者のサービス受給者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均（1.03）から算出（※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・サービス等利用計画作成の達成年度をR5年度とし、各年度の作成率を設定（R2:70%、R3:83%、R4:96%、R5:100%と段階的に設定）。 ・利用者数は、各年度の障害者のサービス受給者数と計画作成率を乗じて算出。
地域移行支援 （うち、精神障害者）	8 人/月	9 人/月	5 人/月	4 人/月 （4 人/月）	5 人/月 （4 人/月）	7 人/月 （6 人/月）	・「地域移行支援」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用者数1.04）から算出（※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・うち、精神障害の利用者は、R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均（90.0%）を用いて算出。
地域定着支援 （うち、精神障害者）	1 人/月	0 人/月	0 人/月	1 人/月 （1 人/月）	0 人/月 （0 人/月）	0 人/月 （0 人/月）	・「地域定着支援」は、「地域移行支援」や「自立生活援助」、各種相談支援を補完するサービスとなるため、これまでの実績を勘案して、利用者数を月平均2人で見込む。 ・うち、精神障害の利用者は、H30・R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均（100.0%）を用いて算出。

尼崎市障害福祉計画（第6期）における活動指標（案）について

項目	2	障害児通所支援等					
サービス等の種類	2－①	障害児通所支援					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	3,376 日/月	3,778 日/月	4,241 日/月	5,417 日/月	6,420 日/月	7,536 日/月	・「児童発達支援」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均（利用日数1.07：利用者数1.06）から算出（※学校等の臨時休業時に一定の業務継続が行われているため、新型コロナの影響は勘案しない。）。
	367 人/月	404 人/月	456 人/月	575 人/月	674 人/月	797 人/月	
医療型児童発達支援	260 日/月	281 日/月	207 日/月	235 日/月	154 日/月	164 日/月	・「医療型児童発達支援」は、事業所が1か所（たじかの園）のため、利用者数は過去の実績の最大値（34人）で見込む。 ・延べ利用日数は、R1、R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均（約8日）を、利用者数に乘じて算出。
	33 人/月	34 人/月	26 人/月	31 人/月	22 人/月	22 人/月	
放課後等デイサービス	10,375 日/月	11,629 日/月	12,505 日/月	14,857 日/月	16,935 日/月	19,463 日/月	・「放課後等デイサービス」は、これまでの伸び率が非常に大きいため、直近のR1、R2年度の対前年伸び率の平均（利用日数1.11：利用者数1.13）から算出（※学校等の臨時休業時に一定の業務継続が行われているため、新型コロナの影響は勘案しない。）。
	837 人/月	959 人/月	1,038 人/月	1,247 人/月	1,469 人/月	1,719 人/月	
保育所等訪問支援	28 日/月	58 日/月	89 日/月	107 日/月	114 日/月	129 日/月	・「保育所等訪問支援」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均（利用日数1.63：利用者数1.46）から算出（※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。民間事業所の参入によるサービス利用の増加を見込み、当該伸び率を採用。）。
	23 人/月	40 人/月	62 人/月	79 人/月	93 人/月	112 人/月	
居宅訪問型児童発達支援	6 日/月	24 日/月	54 日/月	62 日/月	57 日/月	50 日/月	・「居宅訪問型児童発達支援」は、H30年度からの新サービスとなるため、利用者数はこれまでの実績（見込）の最大値（5人）から2人/月ずつ増やしていく。 ・延べ利用日数は、R1、R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均（約8日）を、利用者数に乘じて算出。
	1 人/月	3 人/月	7 人/月	9 人/月	9 人/月	8 人/月	
サービス等の種類	2－②	障害児相談支援等					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談支援 （障害児支援利用計画）	101 人/月	122 人/月	151 人/月	166 人/月	181 人/月	219 人/月	・「障害児相談支援」は、まず、障害児のサービス受給者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均（1.16）の半分相当（1.08）と見込んで算出（※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・サービス等利用計画作成の達成年度をR4年度とし、各年度の作成率を設定（R2:90%、R3:95%、R4:100%、R5:100%と段階的に設定）。 ・利用者数は、各年度の障害児のサービス受給者数と計画作成率を乘じて算出。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	・現在配置しているコーディネーター（南北基幹相談支援センター）の確保を見込む（市嘱託2名：委託職員2名）。

尼崎市障害福祉計画（第6期）における活動指標（案）について

項目 3 【新設】精神保健にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数				3 回/年	3 回/年	3 回/年	・協議の場は年3回（支援者会議：2回、全体会：1回）の開催を見込む。
協議の場のへの関係者の参加者数				29 人	34 人	34 人	・疾病対策課を事務局として、関係者の参加確保に取り組む。
保健関係				(4 人)	(4 人)	(4 人)	・兵庫県精神保健福祉センター、疾病対策課、南北地域保健課 ・地域の精神科診療所（クリニック）、訪問看護ステーションなど ・地域の訪問看護ステーション ・地域の相談支援機関など ・当事者団体、ピアサポーターなど ・事務局となる庁内関係所属
医療関係（精神科）				(4 人)	(6 人)	(6 人)	
医療関係（精神科以外）				(0 人)	(2 人)	(2 人)	
福祉関係				(14 人)	(15 人)	(15 人)	
障害当事者及び家族				(4 人)	(4 人)	(4 人)	
その他				(3 人)	(3 人)	(3 人)	
協議の場における目標設定及び評価の実施回数				1 回/年	1 回/年	1 回/年	・目標設定及び評価の実施回数は、年1回を見込む。

項目 4 【新設】相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合的・専門的な相談支援の実施							【兵庫県と協議中】 ・「基幹相談支援センター」における総合的・専門的な相談支援の実施件数を見込む。（医療的ケア児、否定型利用者の支援(対応)ケース件数）
地域の相談支援体制の強化							・「基幹相談支援センター」で実施している相談支援体制の強化に向けた取組件(回)数を見込む。
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言							【兵庫県と協議中】 ・指定特定・障害児相談支援事業所への指導・助言件数を見込む。
地域の相談支援事業者の人材育成の支援				22 件/年	22 件/年	22 件/年	・委託相談支援事業所と指定特定・障害児相談支援事業所に対する人材育成の件数を見込む。（スキルアップ研修、事例検討会、テーマ別開催、計画の書き方教室の開催回数）
地域の相談機関との連携強化の取組の実施				9 回/年	9 回/年	9 回/年	・相談支援事業所との連携会議等の回数を見込む。（あまがさき相談支援連絡会、指定特定・障害児相談支援事業所連絡会の開催回数）

項目 5 【新設】障害福祉サービスの質を向上させるための取組

区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用							【兵庫県と協議中】 ・兵庫県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数を見込む。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有							・現在の審査請求体制により、令和5年度の実施を見込む。
審査結果の活用等と事業所や関係自治体等との共有体制の有無				無	無	有	・現在の審査審査体制や手法等を検証し、効果的な取組に向けて検討を進めるとともに、兵庫県や近隣自治体とも連携を図り、令和5年度からの実施を見込む。
実施回数				0 回/年	0 回/年	1 回/年	
指導監査結果の関係市町村との共有							・現在の共有体制（本市と近隣中核市の4市のみ）の拡充を見込む。
指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制の有無				有	有	有	・現在は、主に障害児通所支援に関する指導監査内容について、近隣中核市（3市）と協議・共有（年1回）を図っている。今後、兵庫県や近隣自治体とも連携を図り、共有体制の拡充を見込む。
実施回数			7 回	1 回/年	1 回/年	2 回/年	

尼崎市障害福祉計画（第6期）における活動指標（案）について

項目	6	地域生活支援事業					
サービス等の種類	6－①	理解促進研修・啓発事業					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有	・現在実施している「市民福祉のつどい（ミーツ・ザ・福祉）」の継続を見込む。
サービス等の種類	6－②	自発的活動支援事業					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有	・現在実施している事業の継続を見込む。
サービス等の種類	6－③	相談支援事業					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害者相談支援事業	9か所	9か所	10か所	10か所	10か所	10か所	・現在設置している委託相談支援事業所及び「基幹相談支援センター」の確保を見込む。
基幹相談支援センターの設置 （基幹相談支援センター等機能強化事業の実施）	2か所 （有）	2か所 （有）	2か所 （有）	2か所 （有）	2か所 （有）	2か所 （有）	
障害児等療育支援事業	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	有	・本市の住宅施策と連携を図り、令和5年度の実施を見込む。
サービス等の種類	6－④	成年後見制度利用支援事業等					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成年後見制度利用支援事業 （成年後見制度法人後見支援事業の実施）	29 人/年 （無）	35 人/年 （無）	44 人/年 （無）	42 人/年 （無）	44 人/年 （無）	47 人/年 （無）	・「成年後見制度利用支援事業」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均（利用者数1.05）から算出。 ・「成年後見制度法人後見支援事業」は、「尼崎市成年後見等支援センター」の機能でその取組の一部（市民後見人の活用・活動支援など）を果たしていることから、次期計画期間での実施は見込まない。

尼崎市障害福祉計画（第6期）における活動指標（案）について

サービス等の種類	6－④	意思疎通支援事業等					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話通訳者派遣事業	1,038 件/年	958 件/年	912 件/年	1,008 件/年	1,036 件/年	1,064 件/年	・「手話通訳者派遣事業」は、利用者数をH28～R1年度の対前年伸び率の平均（1.05）から算出。 ・延べ利用日数は、H29～R1年度の利用者1人あたりの利用件数の平均（約13日）を、利用者数に乗じて算出。
要約筆記者派遣事業	169 件/年	160 件/年	58 件/年	93 件/年	91 件/年	88 件/年	・「要約筆記者派遣事業」は、利用者数をH28～R1年度の対前年伸び率の平均（1.01）から算出。 ・延べ利用日数は、H29～R1年度の利用者1人あたりの利用件数の平均（約19日）を、利用者数に乗じて算出。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	0 件/年	0 件/年	0 件/年	20 件/年	20 件/年	20 件/年	・「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、利用対象も限定的であり、利用実績の変動が大きい ため、過去の実績で最大の利用人数（2人/年）を見込み、概ね1人あたり10件/年の利用を見込んで算出。
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業					0 件/年	0 件/年	兵庫県と協議中（令和4年度からの実施を予定）。
手話通訳者設置事業	3 人	1 人	2 人	4 人	4 人	4 人	・設置通訳者（4人）の確保を見込む（本庁と南北障害者支援課での設置を予定）。

サービス等の種類	6－⑤	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業					
※ 令和2年度は見込値							
区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話通訳者養成事業 （うち、登録見込者数）	32 人 (0 人)	28 人 (3 人)	24 人 (0 人)	31 人 (3 人)	31 人 (3 人)	31 人 (3 人)	・「手話通訳者養成事業」は、各過程における講座修了者数を受講者の7割を見込んで算出。 ※通訳Ⅰ（定員20名→修了14名）、通訳Ⅱ（受講14名→修了10名）、通訳Ⅲ（受講10名→修了7名）の計31名 ・うち、登録者見込者数は、過去の実績を勘案して3名を見込む。
要約筆記者養成事業 （うち、登録見込者数）	6 人 (5 人)	7 人 (0 人)	4 人 (4 人)	7 人 (7 人)	7 人 (7 人)	7 人 (7 人)	・令和3年度から西宮市と講座の共同開催を行い、単年度（1年間）で前期課程と後期課程が受講 できるよう事業の充実を図る予定。 ・「要約筆記者養成事業」は、講座修了者数を定員数（10名）の7割を見込んで算出。 ・うち、登録者見込者数は、講座修了者全員を見込む。
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 （うち、登録見込者数）	3 人 (1 人)	3 人 (3 人)	1 人 (1 人)	3 人 (2 人)	3 人 (2 人)	3 人 (2 人)	・「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」は、講座修了者数をこれまでの平均（3名）で見込む。 ・うち、登録者見込者数は、これまでの実績の平均で見込む。
失語症者向け意思疎通支援者養成事業 （うち、登録見込者数）		3 人 (3 人)	0 人 (0 人)	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	2 人 (2 人)	・「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」は、講座修了者数をこれまでの平均（2名）で見込む。 ・うち、登録者見込者数は、これまでの実績の平均で見込む。

尼崎市障害福祉計画（第6期）における活動指標（案）について

サービス等の種類 6-⑥ 日常生活用具給付等事業

※ 令和2年度は見込値

区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護・訓練支援用具	45 件/年	44 件/年	50 件/年	46 件/年	43 件/年	39 件/年	・ H28～R1 年度の対前年伸び率の平均（1.09）から算出。
自立生活支援用具	101 件/年	120 件/年	101 件/年	99 件/年	97 件/年	94 件/年	・ H28～R1 年度の対前年伸び率の平均（1.07）から算出。
在宅療養等支援用具	70 件/年	66 件/年	81 件/年	84 件/年	88 件/年	92 件/年	・ H28～R1 年度の対前年伸び率の平均（1.01）から算出。
情報・意思疎通支援用具	101 件/年	87 件/年	74 件/年	69 件/年	64 件/年	59 件/年	・ H28～R1 年度の対前年伸び率の平均（1.06）から算出。
排泄管理支援用具	9,712 件/年	10,060 件/年	10,738 件/年	11,134 件/年	11,544 件/年	11,970 件/年	・ H28～R1 年度の対前年伸び率の平均（1.03）から算出。
居宅生活動作補助用具	15 件/年	13 件/年	8 件/年	8 件/年	7 件/年	7 件/年	・ H28～R1 年度の対前年伸び率の平均（1.02）から算出。

サービス等の種類 3-⑤ 移動支援事業

※ 令和2年度は見込値

区 分	第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
移動支援事業	330,030 時間/年	317,966 時間/年	262,366 時間/年	255,766 時間/年	256,349 時間/年	265,391 時間/年	・ 「移動支援」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均（0.99）から算出（※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。）。 ・ 延べ利用日数は、H30、R1年度の利用者1人あたりの年間利用時間の平均（224.9時間/年）を、利用者数に乗じて算出。
	1,457 人/年	1,425 人/月	1,233 人/月	1,234 人/月	1,241 人/月	1,278 人/月	

サービス等の種類 3-⑥ 地域活動支援センター

※ 令和2年度は見込値

区 分		第5期（実績値）			第6期（計画値）			計画値（積算）の考え方
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センター	市内	26か所	26か所	25か所	25か所	25か所	25か所	・ 現在設置している「地域活動支援センター」の実施体制の維持を見込む。
		324 人/年	328 人/年	385 人/年	336 人/年	336 人/年	336 人/年	
	市外	10か所	12か所	11か所	11か所	11か所	11か所	
		17 人/年	18 人/年	22 人/年	21 人/年	21 人/年	21 人/年	

●尼崎市障害福祉計画（第7期）における見込みと確保の方策（活動指標（案））

資料2

種類		(1) 訪問系サービス								
区 分		第6期				第7期(案)				
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方	
訪問系サービス全体	計画値	[時間/月]	49,893	49,828	49,837	・訪問系サービス全体については、概ね、H30、R1年度の対前年伸び率の平均から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。)。 ※第7期計画においては、国の基本指針の見直しにより訪問系サービスごとに計画値を積算(公表)することになったため、各訪問系サービス全体の合計値については参考値とする。	50,561	50,837	51,154	
		[人/月]	1,713	1,734	1,757		1,744	1,757	1,770	
	実績値	[時間/月]	49,990 (100.19 %)	49,990 (100.33 %)	50,323 (100.98 %)					
		[人/月]	1,656 (96.67 %)	1,754 (101.15 %)	1,733 (98.61 %)					
居宅介護	計画値	[時間/月]	31,405	30,663	29,939	・「居宅介護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用時間数0.98:利用者数1.01)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。)。 ・「居宅介護」は、R3～R5年度の対前年伸び率の平均(利用時間数0.99:利用者数1.01)から算出(※新型コロナの影響による実績値の変動が大きくなかったため直近3か年の対前年伸び率を採用。)。	30,763	30,425	30,090	
		[人/月]	1,435	1,448	1,462		1,477	1,487	1,496	
	実績値	[時間/月]	32,413 (103.21 %)	31,328 (102.17 %)	31,105 (103.90 %)					
		[人/月]	1,417 (98.75 %)	1,493 (103.11 %)	1,468 (100.41 %)					
重度訪問介護	計画値	[時間/月]	13,020	13,715	14,446	・「重度訪問介護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用時間数1.05:利用者数1.06)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。)。 ・「重度訪問介護」は、R3～R5年度の対前年伸び率の平均(利用時間数1.01:利用者数0.94)から算出(※新型コロナの影響による実績値の変動が大きくなかったため直近3か年の対前年伸び率を採用。)。	13,735	13,885	14,036	
		[人/月]	83	88	94		59	56	52	
	実績値	[時間/月]	12,816 (98.43 %)	13,476 (98.26 %)	13,587 (94.05 %)					
		[人/月]	69 (83.13 %)	66 (75.00 %)	62 (66.23 %)					
行動援護	計画値	[時間/月]	584	680	792	・「行動援護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用時間数1.16:利用者数1.21)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。)。 ・移動支援の見直し(H29.10月)の翌年度であるH30年度以降の傾向で見込む。	1,008	1,083	1,164	
		[人/月]	24	29	35		51	56	62	
	実績値	[時間/月]	715 (122.43 %)	830 (122.06 %)	937 (118.34 %)					
		[人/月]	16 (66.67 %)	40 (137.93 %)	47 (132.89 %)					
同行援護	計画値	[時間/月]	4,885	4,771	4,660	・「同行援護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用時間数0.98:利用者数0.98)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。)。 ・報酬改定が行われたH30年度以降の傾向で見込む。 ※新型コロナの前から延べ利用時間数については、減少傾向にあったが、「同行援護の運用見直し(R4.9月～)」と「新型コロナの5類への移行」による増加を見込む。	5,055	5,445	5,864	
		[人/月]	172	169	166		157	158	159	
	実績値	[時間/月]	4,046 (82.82 %)	4,356 (91.30 %)	4,693 (100.72 %)					
		[人/月]	154 (89.53 %)	155 (91.72 %)	156 (93.82 %)					

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 訪問系サービスについては、近年の利用実績の推移をみると、「居宅介護」と「重度訪問介護」をあわせた在宅支援は、ほぼ横ばいで推移しています。また、「同行援護」はやや減少傾向にありますが、「行動援護」は、移動支援事業の運用変更(平成29年10月開始)以降、やや増加傾向にあり、全体としては、市内や隣接する市にある事業所等で一定のサービス供給量が確保されている状況にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。 (確保の方策) 本市においては、「居宅介護」など在宅支援の事業所は一定確保されていますが、「行動援護」など外出支援の事業所が不足しています。そのため、移動支援事業を利用する重度の障害のある人について、「行動援護」等への移行を進めていくとともに、訪問系サービス全体については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。 また、「基幹相談支援センター」が中心となり、相談支援事業所の人材育成や連携強化、障害福祉サービス等ガイドラインに即したサービス等利用計画の作成を推進することで、訪問系サービスの適切な支給決定に努めていくとともに、訪問系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。	【評価・管理シートより】 ・同行援護の確保に向けては、令和4年9月の運用変更(同行援護と通院等介助の一本化)の状況等を追記する。	

種類		(2) 日中活動系サービス									
区 分		第6期					第7期(案)				
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方		R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方	
生活介護 【新】(うち重度障害者の利用者者数)	計画値	[日/月]	21,392	21,679	21,970	・「生活介護」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.01:利用者数1.01)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。) ※国の基本指針において重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケアを有する障害者)の利用見込み(任意)が示されているが、兵庫県と積算方法等について調整中	22,081	22,340	22,602	・「生活介護」は、R3～R5年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.01:利用者数1.00)から算出(※新型コロナの影響による実績値の変動が大きくなかったため直近3か年の対前年伸び率を採用。))。	
		[人/月]	1,141	1,157	1,174		1,136	1,136	1,136		
	実績値	[日/月]	21,562 (100.79 %)	21,522 (99.28 %)	21,825 (99.34 %)		※国の基本指針において重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケアを有する障害者)の利用見込み(任意)が示されているが、兵庫県と積算方法等について調整中	(うち重度 0)	(うち重度 0)		(うち重度 0)
		[人/月]	1,130 (99.04 %)	1,126 (97.32 %)	1,132 (96.41 %)						
自立訓練 (機能訓練)	計画値	[日/月]	186	187	188	133	139	146	・「自立訓練(機能訓練)」は、延べ利用日数をH30～R5年度の対前年伸び率の平均(1.05)から算出(※利用期間が限定されていることから、利用時間数に増減があるため直近6か年の対前年伸び率を採用。) ・利用者数は、H30～R5年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約12.7日)を、延べ利用日数に除して算出。		
		[人/月]	17	17	17	10	11	11			
	実績値	[日/月]	117 (62.90 %)	135 (72.19 %)	127 (67.72 %)	・「自立訓練(機能訓練)」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均(1.01)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。) ・延べ利用日数は、H30～R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約11日)を、利用者数に乗じて算出。					
		[人/月]	8 (47.06 %)	8 (47.06 %)	7 (40.02 %)						
自立訓練 (生活訓練)	計画値	[日/月]	486	501	517	955	1,008	1,063	・「自立訓練(生活訓練)」は、延べ利用日数をR3～R5年度の対前年伸び率の平均(1.06)から算出(※新型コロナの影響による実績値の変動が大きくなかったため直近3か年の対前年伸び率を採用。) ・利用者数は、R3～R5年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約15.2日)を、延べ利用日数に除して算出。		
		[人/月]	31	32	33	63	66	70			
	実績値	[日/月]	776 (159.67 %)	810 (161.68 %)	905 (175.08 %)	・「自立訓練(生活訓練)」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均(1.03)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。) ・延べ利用日数は、H30～R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約16日)を、利用者数に乗じて算出。					
		[人/月]	54 (174.19 %)	52 (162.50 %)	58 (175.25 %)						
★【新】就労選択支援	計画値	[人/月]				調整中	調整中	調整中	【参考※国の基本指針引用】障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。		
	実績値	[人/月]				※R6年度からの新サービスのため見込み方については兵庫県と調整中					
就労移行支援	計画値	[日/月]	1,657	1,679	1,701	2,121	2,249	2,385	・「就労移行支援」は、延べ利用日数をR3～R5年度の平均伸び率から算出(対前年伸び率の平均(1.06)から算出(※新型コロナの影響による実績値の変動が大きくなかったため直近3か年の対前年伸び率を採用。)) ・利用者数は、R3～R5年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約16.2日)を、延べ利用日数に除して算出。		
		[人/月]	100	101	103	131	139	147			
	実績値	[日/月]	1,847 (111.47 %)	1,925 (114.65 %)	2,000 (117.60 %)	・「就労移行支援」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均(1.01)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。) ・延べ利用日数は、H30～R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約17日)を、利用者数に乗じて算出。					
		[人/月]	113 (113.00 %)	119 (117.82 %)	124 (120.19 %)						
就労継続支援(A型)	計画値	[日/月]	6,005	6,267	6,540	8,223	8,808	9,434	・「就労継続支援A型」は、R3～R5年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.07:利用者数1.03)から算出(※新型コロナの影響による実績値の変動が大きくなかったため直近3か年の対前年伸び率を採用。))		
		[人/月]	311	326	341	364	376	388			
	実績値	[日/月]	6,764 (112.64 %)	7,128 (113.74 %)	7,678 (117.39 %)	・「就労継続支援A型」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.04:利用者数1.05)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。))					
		[人/月]	350 (112.54 %)	373 (114.42 %)	353 (103.39 %)						
就労継続支援(B型)	計画値	[日/月]	15,597	16,353	17,145	21,926	23,933	26,123	・「就労継続支援B型」は、R3～R5年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.09:利用者数1.09)から算出(※新型コロナの影響による実績値の変動が大きくなかったため直近3か年の対前年伸び率を採用。))		
		[人/月]	955	1,000	1,047	1,341	1,460	1,589			
	実績値	[日/月]	16,900 (108.35 %)	18,182 (111.18 %)	20,088 (117.16 %)	・「就労継続支援B型」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.05:利用者数1.05)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。))					
		[人/月]	1,036 (108.48 %)	1,125 (112.50 %)	1,231 (117.61 %)						
就労定着支援	計画値	[人/月]	58	67	77	59	64	69	・「就労定着支援」は、R3～R5年度の対前年伸び率の平均(利用者数1.08)から算出。		
	実績値	[人/月]	44 (75.86 %)	48 (71.64 %)	55 (70.99 %)	※第7期成果目標の令和8年度における利用者数については、69人/月で設定					

療養介護	計画値	【人/月】	91	92	93	・「療養介護」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均(利用者数1.01)から算出(※病院等におけるサービスのため、新型コロナの影響は勘案しない。)	101	102	104	・「療養介護」は、近隣市において新規の事業所が立ち上がり利用者数は増加傾向にあるが、過去の実績値から高止まりが想定されるため、R3～R5年度の対前年伸び率の平均の半分(利用者数1.02)から算出。
	実績値	【人/月】	92 (101.10 %)	96 (104.35 %)	99 (106.98 %)					
短期入所 【新】(うち重度障害者の利用者者数)	計画値	【日/月】	1,997	2,035	2,075	・「短期入所」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.02:利用者数1.05)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。)	2,124	2,151	2,178	・「短期入所」は、R4～R5年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.01:利用者数1.04)から算出(※新型コロナの影響があるため、直近2か年の対前年伸び率をから算出。)
		【人/月】	426	445	466		402 (うち重度 0)	419 (うち重度 0)	437 (うち重度 0)	
	実績値	【日/月】	2,046 (102.45 %)	2,040 (100.25 %)	2,097 (101.08 %)		※国の基本指針において重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケアを有する障害者)の利用見込み(任意)が示されているが、兵庫県と積算方法等について調整中			
		【人/月】	355 (83.33 %)	375 (84.27 %)	386 (82.76 %)					

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 日中活動系サービスについては、就労ニーズの高まりや特別支援学校の卒業生の利用ニーズに加え、事業者の新規参入が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は増加傾向にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。 また、「短期入所」については、これまで入所施設併設型が中心でしたが、市内でも単独型の事業所が増えてきたことや、近年の利用ニーズの高まりにより利用実績も増加傾向にあるため、近年の増加傾向が続くものとして必要量を見込みます。 (確保の方策) 日中活動系サービスや短期入所事業所については、引き続き、指定事業所のネットワーク会議において、市内の利用状況や利用ニーズ等の把握・共有を行うとともに、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。 なお、就労系サービスについては、近年の事業所数の増加により、国においては「就労継続支援(A型)」の適切な事業運営を図る観点から、賃金の支払いに係る規定を設けるなど、就労の質の向上についての見直しが行われています。本市においても、就労継続支援については、利用者の賃金等の支払いに報酬を充てている事業所(A型)や、基本報酬の算定に係る利用者工賃の算出方法が適正でない事業所(B型)が見受けられるため、国の取組も踏まえながら、日中活動系サービス事業所の実地調査等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。 また、障害のある人の工賃水準の引き上げや活動・訓練の場の確保を図るため、「障害者就労・生活支援センターみのり」が中心となって、障害者就労支援施設等の販路の開拓や拡大に向けた取組(共同受注窓口や販売会の実施など)を進めるほか、障害者優先調達推進法に基づき定めた本市の調達方針にのっとり、施設等からの物品や役務の調達を推進していきます。	【評価・管理シートより】 ・新たに創設される「就労選択支援」の確保に向けては、「障害者就労・生活支援センターみのり」の役割や機能の再整理を進め、対応していくことを追記する。 【評価・管理シートより】 ・特に就労継続支援が大幅な増加傾向にある就労系サービスの確保に向けては、従前の取組に加え、「就労支援ネットワーク会議」に就労継続支援事業所の参画を促していくとともに、当該ネットワーク会議を活用しながら、サービスの質を向上させるための取組を推進することを追記する。	・就労選択支援の実施時期(R7～)や制度内容等に留意する。

種類		(3) 居住系サービス							
区 分		第6期				第7期(案)			
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方
共同生活援助(グループホーム) 【新】(うち重度障害者の利用者数)	計画値 [人/月]	350	370	392	・「共同生活援助」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均(利用者数1.05)から算出(※居住系サービスのため、新型コロナウイルスの影響は勘案しない。本市の利用ニーズの高さや重度利用者の増加を見込み、当該伸び率を採用。)。 ※国の基本指針において重度障害者(強度行動障害・高次脳機能障害・医療的ケアを有する障害者)の利用見込み(任意)が示されているが、兵庫県と積算方法等について調整中	503 (うち重度 0)	552 (うち重度 0)	605 (うち重度 0)	・「共同生活援助」は、R3～R5年度の対前年伸び率の平均(利用者数1.10)から算出。
	実績値 [人/月]	392 (112.00 %)	419 (113.24 %)	459 (117.09 %)					
自立生活援助	計画値 [人/月]	2	3	6	・「自立生活援助」は、H30年度からの新サービスとなるため、直近のR2年度の対前年伸び率の平均(利用者数1.83)から算出。	7	7	7	・「自立生活援助」は、R3～R5年度の最大値(7人/月)から算出。
	実績値 [人/月]	7 (350.00 %)	6 (200.00 %)	5 (87.76 %)					
施設入所支援	計画値 [人/月]	383	378	374	・「施設入所支援」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均(利用者数0.99)から算出(※居住系サービスのため、新型コロナウイルスの影響は勘案しない。)。 ※第7期成果目標の施設入所者数については、各年度の3月提供分の人数としているので、活動指標上の利用人数(人/月)とは必ずしも一致はしない	376	373	370	・「施設入所支援」は、平成30～R5年度の対前年伸び率の平均(利用者数0.99)から算出
	実績値 [人/月]	381 (99.48 %)	380 (100.53 %)	380 (101.50 %)					
地域生活支援拠点等									
地域生活支援拠点等の確保	計画値 [か所]	1	1	1	・現在設置している本市拠点(面的整備型)の確保を見込む。	1	1	1	・現在設置している本市拠点(面的整備型)の確保を見込む。
	実績値 [か所]	1	1	1					
運営状況の検証及び検討	計画値 [回/年]	1回以上	1回以上	1回以上	・当該拠点が有する機能充実に向けた検証及び検討の実施回数は、年1回以上を見込む。	1回以上	1回以上	1回以上	・当該拠点が有する機能充実に向けた検証及び検討の実施回数は、年1回以上を見込む。
	実績値 [回/年]	6	6	6					
★【新】コーディネーターの配置数	計画値 [人]					6	6	6	・本市拠点の中核を担う「南北基幹相談支援センター(保健福祉センター障害者支援課・基幹担当)」の市職員をコーディネーターとして位置付けて確保を見込む。(R5年度:北部2名・南部3名))
	実績値 [人]								

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 居住系サービスについては、障害のある人の親元からの自立や一人暮らしのニーズの高まり等により、グループホームの整備が一定進んでいることから、「共同生活援助」の利用実績は増加傾向にあります。引き続き、障害のある人や保護者の高齢化、『親亡き後』の生活を見据えて、重度の障害のある人が利用できるグループホームの整備も進めていく必要があるため、近年の増加傾向を維持していくよう必要量を見込みます。また、「自立生活援助」と「施設入所支援」についても、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。 「地域生活支援拠点等」については、現在の面的整備型による拠点の設置を確保していくよう必要量(設置数)を見込みます。 (確保の方策) グループホームの整備促進に向けては、引き続き、市内の利用(待機)状況や利用ニーズ等の把握、指定事業所のネットワーク会議等への情報共有を行うとともに、本市の開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進に取り組めます。また、グループホームの利用促進に向けては、低所得のグループホーム利用者への家賃補助制度について、法制度による給付費に加え、県と連携した支援を実施するとともに、地域生活支援拠点の機能を活用し、市内グループホームの利用状況の把握や情報提供等に取り組んでいきます。 「自立生活援助」については、既存の「地域移行支援」や「地域定着支援」の事業所等が新規参入できるよう、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。 「地域生活支援拠点等」については、現在設置している拠点(面的整備型)の各機能を担う支援機関との業務委託や連携体制を確保するとともに、これら支援機関との連絡会を定期的に開催し、拠点機能の検証等を行うことで、機能充実につなげます。	【評価・管理シートより】 ・グループホームの確保に向けては、利用者の重度化・高齢化に対応していくために新たに創設したバリアフリー(大規模)改修の補助制度の周知やニーズ把握等を進め、整備を促進していくことを追記する。 【成果目標より】 ・地域生活支援拠点等の確保に向けては、当該拠点の中核を担う「基幹相談支援センター」の役割や職員配置等について明記する。	

種類		(4) 相談支援							
区 分		第6期				第7期(案)			
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方
計画相談支援	計画値 [人/月]	322	384	411	・「計画相談支援」は、まず、障害者のサービス受給者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均(1.03)から算出(※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。) ・サービス等利用計画作成100%の達成年度をR5年度とし、各年度の計画作成率を設定(R2:70%、R3:83%、R4:96%、R5:100%と段階的に設定)。 ・利用者数は、各年度の障害者のサービス受給者数と計画作成率を乗じて算出。	374	414	456	・「計画相談支援」は、まず、障害者のサービス受給者数をR3～R4年度の対前年伸び率の平均(1.03)から算出 ・サービス等利用計画作成100%の達成年度をR8年度とし、各年度の計画作成率を設定(R5:81%、R6:87%、R7:94%、R8:100%と段階的に設定)。 ・利用者数は、各年度の障害者のサービス受給者数と計画作成率を乗じて算出。
	実績値 [人/月]	288 (89.44 %)	300 (78.13 %)	336 (81.75 %)					
地域移行支援	計画値 [人/月]	8	9	9	・「地域移行支援」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均(利用者数1.02)から算出(※相談支援のため、新型コロナウイルスの影響は勘案しない。))。	7	7	7	・「地域移行支援」は、R3～R5年度の最大値(7人/月)から算出。
	実績値 [人/月]	4 (50.00 %)	5 (55.56 %)	7 (77.18 %)					
地域定着支援	計画値 [人/月]	2	2	2	・「地域定着支援」は、「地域移行支援」や「自立生活援助」、各種相談支援を補完するサービスとなるため、これまでの実績を勘案して、利用者数を月平均2人で見込む。	2	2	2	・「地域定着支援」は、「地域移行支援」や「自立生活援助」、各種相談支援を補完するサービスとなるため、これまでの実績を勘案して、利用者数を月平均2人で見込む。
	実績値 [人/月]	1 (50.00 %)	1 (50.00 %)	1 (50.00 %)					

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「計画相談支援」については、第5期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、令和2年度における作成率は7割程度にとどまっており、早急に対応していく必要があります。そのため、改めて第6期計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込みます。 また、「地域移行支援」や「地域定着支援」については、入院・入所中からの継続支援体制や常時かつ緊急時の相談支援体制が必要であるなど、事業者の設置促進が難しい状況等を踏まえ、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。 (確保の方策) サービス等利用計画の作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所(8か所)と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていくほか、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となって、特定相談支援事業所への連絡会や研修会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、サービス等利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成を県に働きかけていきます。 また、本市においては、特定相談支援や一般相談支援の事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていくとともに、障害のある人の地域生活を支援していくため、地域生活支援拠点の機能を活用し、グループホームや「短期入所」の利用状況の把握や情報提供のほか、夜間・休日における緊急相談への対応等に取り組んでいきます。	【評価・管理シートより】 ・計画相談支援の確保に向けては、基幹相談支援センターを中心に継続した作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析を行い、その結果を考慮した指定事業所等への作成依頼や必要な助言等に取り組むとともに、セルフプランの導入も視野に入れたより効果的な取組や運用の方策を検討していくことを追記する。	

種類		(5) 障害児通所支援等								
区 分		第6期				第7期(案)				
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方	
児童発達支援	計画値	[日/月]	4,172	4,463	4,774	・「児童発達支援」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.07:利用者数1.06)から算出(※学校等の臨時休業時に一定の業務継続が行われているため、新型コロナの影響は勘案しない。))。	8,528	9,650	10,920	・「児童発達支援」は、直近の伸び率が非常に大きいため、H30～R5年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.13:利用者数1.12)から算出(※新型コロナの影響があるため、R3年度の対前年伸び率は含まない。))。
		[人/月]	454	483	514		895	1,005	1,129	
	実績値	[日/月]	5,417 (129.84 %)	6,420 (143.85 %)	7,536 (157.85 %)					
		[人/月]	575 (126.65 %)	674 (139.54 %)	797 (155.02 %)					
★医療型児童発達支援 【※R6～項目削除】	計画値	[日/月]	272	272	272	※児童福祉法改正による福祉型と医療型が一元化されるため項目を削除し、上記の児童発達支援に含めて見込む。	184	205	227	・「医療型児童発達支援」は、事業所が1か所(たじかの園)のため、利用者数はR3～R5年度の最大値(31人/月)まで段階的に増やしていく。 ・延べ利用日数は、R3～R4年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約7.3日)を、利用者数に乗じて算出。
		[人/月]	34	34	34		25	28	31	
	実績値	[日/月]	235 (86.40 %)	154 (56.62 %)	164 (60.25 %)					
		[人/月]	31 (91.18 %)	22 (64.71 %)	22 (65.93 %)					
放課後等デイサービス	計画値	[日/月]	14,292	15,902	17,694	・「放課後等デイサービス」は、これまでの伸び率が非常に大きいため、直近のR1～R2年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.12:利用者数1.14)から算出(※学校等の臨時休業時に一定の業務継続が行われているため、新型コロナの影響は勘案しない。))。	22,195	25,310	28,862	・「放課後等デイサービス」は、直近の伸び率が非常に大きいため、H30～R5年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.14:利用者数1.16)から算出(※新型コロナの影響があるため、R3年度の対前年伸び率は含まない。))。
		[人/月]	1,218	1,381	1,564		1,990	2,304	2,668	
	実績値	[日/月]	14,857 (103.95 %)	16,935 (106.50 %)	19,463 (110.00 %)					
		[人/月]	1,247 (102.38 %)	1,469 (106.37 %)	1,719 (109.91 %)					
保育所等訪問支援	計画値	[日/月]	94	153	249	・「保育所等訪問支援」は、H30、R1年度の対前年伸び率の平均(利用日数1.63:利用者数1.46)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。民間事業所の参入によるサービス利用の増加を見込み、当該伸び率を採用。))。	147	166	188	・「保育所等訪問支援」は、延べ利用日数をR3～R5年度の対前年伸び率の平均(1.13)から算出。 ・利用者数は、R3～R5年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約1.2日)を、延べ利用日数に除して算出。
		[人/月]	59	86	125		119	135	153	
	実績値	[日/月]	107 (113.83 %)	114 (74.51 %)	129 (51.88 %)					
		[人/月]	79 (133.90 %)	93 (108.14 %)	112 (89.52 %)					
居宅訪問型児童発達支援	計画値	[日/月]	56	72	89	・「居宅訪問型児童発達支援」は、H30年度からの新サービスとなるため、利用者数はこれまでの実績(見込)の最大値(5人)から2人/月ずつ増やしていく。 ・延べ利用日数は、R1、R2年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約8日)を、利用者数に乗じて算出。	63	69	76	・「居宅訪問型児童発達支援」は、利用者数をR3～5年度の実績(見込)の平均値(9人)から1人/月ずつ増やしていく。 ・延べ利用日数は、R3～R5年度の利用者1人あたりの利用日数の平均(約6.5日)を、利用者数に乗じて算出。
		[人/月]	7	9	11		10	11	12	
	実績値	[日/月]	62 (110.71 %)	57 (79.17 %)	50 (56.13 %)					
		[人/月]	9 (128.57 %)	9 (100.00 %)	8 (75.23 %)					

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 障害児通所支援等については、利用ニーズの高まりや事業者の新規参入が進んだこともあり、サービス全体として近年の利用実績は増加傾向にあるため、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととしますが、特に大幅な伸びを示している「放課後等デイサービス」については、一定のサービス供給量が確保されている状況等を踏まえ、近年ほどの伸びは続かないものとして必要量を見込みます。 なお、「医療型児童発達支援」については、児童発達支援センター「たじかの園」のみで実施していることから、当該施設においてこれまでのサービス供給量が維持されるよう必要量を見込みます。 (確保の方策) 障害児通所支援等については、引き続き、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていくこととしますが、特に「放課後等デイサービス」については、近年、急激に事業所数が増加しており、国においては支援の質の向上等を図る観点から「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守や自己評価表の公表、事業所職員の経験者配置についての見直しが行われています。本市においても、国の取組も踏まえながら、事業所への集団指導や実地指導等を通じて、サービスの質の向上や確保に取り組んでいきます。 また、「保育所等訪問支援」の利用促進に向けては、引き続き、教育機関とも連携しながら、訪問先となる保育所や学校等への制度周知に取り組んでいきます。 これらの取組とあわせて、保護者や通学先に対し、障害児通所支援等のサービスの趣旨や支援内容についての理解を深めていくほか、サービス事業者も含めた三者間での情報共有や連携が進むよう取り組んでいきます。	【評価・管理シートより】 ・大幅な増加傾向にある障害児通所支援の確保に向けては、令和5年度に設置・開催する「障害児通所支援事業所ネットワーク会議」において、障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と事業所との連携強化を図っていくなどサービスの質を向上させるための取組を推進することを追記する。 【評価・管理シートより】 ・「たじかの園」については、公施設として唯一、診療所機能を有する児童発達支援センターであることから、より地域ニーズに即した施設となるよう、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容を踏まえつつ、その役割や機能の再整理を進めていくことを追記する。	・令和6年度に改正される国のサービス報酬改定において、特に大幅な変更(見直し)が見込まれることに留意する。 ・障害児通所支援事業の利用者向け個別調査の結果を踏まえた内容とすることに留意する。

種類		(6) 障害児相談支援等									
区 分		第6期				第7期(案)					
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方		
障害児相談支援	計画値 [人/月]	168	191	207	・「障害児相談支援」は、まず、障害児のサービス受給者数をH30～R1年度の対前年伸び率の平均(1.16)の半分相当(1.08)と見込んで算出(※新型コロナの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない。) ・サービス等利用計画作成の達成年度をR4年度とし、各年度の作成率を設定(R2:90%、R3:95%、R4:100%、R5:100%と段階的に設定)。 ・利用者数は、各年度の障害児のサービス受給者数と計画作成率を乗じて算出。	265	319	385	・「障害児相談支援」は、まず、障害児のサービス受給者数をR3～R4年度の対前年伸び率の平均(1.15)から算出。 ・サービス等利用計画作成100%の達成年度をR8年度とし、各年度の計画作成率を設定(R5:87%、R6:91%、R7:96%、R8:100%と段階的に設定)。 ・利用者数は、各年度の障害児のサービス受給者数と計画作成率を乗じて算出。		
	実績値 [人/月]	167 (99.40 %)	181 (94.76 %)	219 (105.80 %)							
医療的ケア児支援のための コーディネーターの配置	計画値 [人]	4	4	4	・現在配置しているコーディネーター(南北基幹相談支援センター)の確保を見込む(市嘱託2名・委託職員2名)。	4	4	4	・現在配置しているコーディネーター(南北基幹相談支援センター)の確保を見込む(市嘱託2名・委託職員2名)。		
	実績値 [人]	4	4	4							

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「障害児相談支援」については、第5期計画の期間内で、本市の支給決定者全員に作成されるよう必要量を見込んでいましたが、令和2年度の作成率は約9割となっており、早急に対応していく必要があります。そのため、改めて第6期計画の期間内において、本市の支給決定者全員に作成されるよう、必要量を見込みます。 また、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、現在、南北の「基幹相談支援センター」に配置しているコーディネーターを確保していくよう必要量(配置人数)を見込みます。 (確保の方策) 障害児支援利用計画の作成達成率の一層の向上や質の高い利用計画の作成に向けては、委託相談支援事業所(8か所)と今後の進め方等について協議を重ねながら、一層の連携・協力を図っていくほか、引き続き、「基幹相談支援センター」が中心となって、障害児相談支援事業所への連絡会や研修会等を継続的に実施するなど、事業所の人材育成や連携強化に取り組むとともに、障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員の養成を県に働きかけていきます。また、本市においては、障害児相談支援事業所が不足しているため、指定基準や運営方法等についての情報提供に努め、事業所の設置につなげていきます。 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数」については、引き続き、「基幹相談支援センター」の相談支援専門員に兵庫県が実施する専門研修を受講させるなどとして、現在の配置人数を確保していきます。また、保健・医療・障害福祉・教育等の関係者が参画する「医療的ケア児支援部会」への参加やOJTによる人材育成、総合病院や訪問看護ステーションなど地域の支援機関との連携に取り組んでいきます。	【評価・管理シートより】 ・障害児相談支援の確保に向けては、基幹相談支援センターを中心に継続した作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析を行い、その結果を考慮した指定事業所等への作成依頼や必要な助言等に取り組むとともに、セルフプランの導入も視野に入れたより効果的な取組や運用の方策を検討していくことを追記する。	

種類		(7) 精神保健にも対応した地域包括ケアシステムの構築											
区 分		第6期					第7期(案)						
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方		R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方			
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	計画値 [回/年]	3	3	3	・協議の場は年3回(支援者会議:2回、全体会:1回)の開催を見込む。		3	3	3	・協議の場は年3回(家族等の参加を含む全体会3回)の開催を見込む。			
	実績値 [回/年]	3	3	3									
協議の場のへの関係者の参加者数	計画値 [回/年]	29	34	34	・疾病対策課を事務局として、関係者の参加確保に取り組む。		44	44	44	・疾病対策課を事務局として、関係者の参加確保に取り組む。			
	実績値 [回/年]	33	36	37									
保健	計画値 [回/年]	4	4	4	・兵庫県精神保健福祉センター、疾病対策課、南北地域保健課		4	4	4	・兵庫県精神保健福祉センター、疾病対策課、南北地域保健課			
	実績値 [回/年]	5	3	4									
医療(精神科)	計画値 [回/年]	4	6	6	・地域の精神科診療所(クリニック)、訪問看護ステーションなど		7	7	7	・地域の精神科診療所(クリニック)、訪問看護ステーション、精神科病院(市外)			
	実績値 [回/年]	4	4	4									
医療関係(精神科以外)	計画値 [回/年]	0	2	2	・地域の訪問看護ステーション		1	1	1	・地域の訪問看護ステーション			
	実績値 [回/年]	1	1	1									
福祉関係	計画値 [回/年]	14	15	15	・地域の相談支援機関など		25	25	25	・地域の相談支援機関など			
	実績値 [回/年]	14	23	23									
障害当事者及び家族	計画値 [回/年]	4	4	4	・当事者団体、ピアサポーターなど		4	4	4	・当事者団体、ピアサポーターなど			
	実績値 [回/年]	5	4	4									
その他	計画値 [回/年]	3	3	3	・事務局となる庁内関係所属		3	3	3	・事務局となる庁内関係所属			
	実績値 [回/年]	4	1	1									
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	計画値 [回/年]	1	1	1	・協議の場は年3回(支援者会議:2回、全体会:1回)の開催を見込む。		1	1	1	・年3回実施のうち1回を目標設定及び評価の実施を行う			
	実績値 [回/年]	1	1	1									
精神障害のある人の障害福祉サービスの利用者数													
地域移行支援	計画値 [人/月]	7	8	8	・「地域移行支援」の精神障害の利用者は、R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(90.0%)を用いて算出。		6	6	6	・「地域移行支援」の精神障害の利用者は、R3～R4年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(85.2%)を用いて算出。			
	実績値 [人/月]	4 (57.14 %)	4 (50.00 %)	6 (73.94 %)									
地域定着支援	計画値 [回/年]	2	2	2	・「地域定着支援」の精神障害の利用者は、H30～R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(100.0%)を用いて算出。		2	2	2	・「地域定着支援」の精神障害の利用者は、R3～R4年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(100.0%)を用いて算出。			
	実績値 [人/月]	1 (50.00 %)	1 (50.00 %)	1 (50.00 %)									
共同生活援助(グループホーム)	計画値 [回/年]	65	68	72	・「共同生活援助」の精神障害の利用者は、H30～R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(18.5%)を用いて算出。		121	132	145	・「共同生活援助」の精神障害の利用者は、R3～R4年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(24.0%)を用いて算出。			
	実績値 [人/月]	88 (135.38 %)	107 (157.35 %)	110 (153.10 %)									
自立生活援助	計画値 [回/年]	2	3	6	・「自立生活援助」の精神障害の利用者は、H30～R1年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(100.0%)を用いて算出。		6	6	6	・「自立生活援助」の精神障害の利用者は、R3～R4年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(86.0%)を用いて算出。			
	実績値 [人/月]	6 (300.00 %)	5 (166.67 %)	4 (66.67 %)									
★【新】自立訓練(生活訓練)	計画値 [回/年]						35	37	40	・「自立訓練(生活訓練)」の精神障害の利用者は、R3～R4年度実績全体における精神障害者の利用割合の平均(56.6%)を用いて算出。			
	実績値 [人/月]	30	30	33									

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策		第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)		備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、第5期計画の期間内で、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」を設置することとされていました。本市では、地域の支援機関を中心に開催している「地域移行・地域定着推進会議」や精神障害の当事者団体とそのあり方について協議を重ね、令和2年度に当事者も参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を設置しています。 この新たな推進会議について、これまでの協議内容などを踏まえた形で開催していくよう必要量(開催回数、参加者数、目標設定及び評価の実施回数)を見込みます。 (確保の方策) 「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」の開催にあたっては、現在の「地域移行・地域定着推進会議」による地域アセスメントに基づいた課題抽出等は維持しつつ、新たに当事者や地域の支援機関の代表者等が参画する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を開催し、より幅広い視点から支援体制に係る目標設定やその評価等を行うことで、地域における重層的な連携による支援の充実につなげていきます。 また、これらの会議を活用して、地域の支援機関とともに、精神障害のある人の地域生活を支える各種サービスの必要量等についても、その検証と共有を進めていきます。		・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」において、地域での支援ネットワークの構築に向けて現在参画している機関の他に精神科病院や福祉関係機関の増加を見込むことを追記する。		

種類		(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組											
区 分		第6期					第7期(案)						
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方		R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方			
★	総合的・専門的な相談支援体制	計画値 [有無]	有	有	有	・「基幹相談支援センター」における総合的・専門的な相談支援体制の有無を見込む。				※基幹支援センターの設置の有無へ指標を変更			
	実績値 [有無]	有	有	有	有		有	有	有				
	計画値 [有無] [か所]						(2)	(2)	(2)				
	実績値 [有無] [か所]	有	有	有	(2)		(2)	(2)					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化													
★	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	計画値 [件/年]	360	360	360	・指定特定・障害児相談支援事業所への指導・助言件数を見込む。	760	760	760	・指定特定・障害児相談支援事業所への指導・助言件数をR5年度見込値で見込む。			
	実績値 [件/年]	283	662	759									
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援	計画値 [回/年]	22	22	22		16	16	16		・委託相談支援事業所と指定特定・障害児相談支援事業所に対する人材育成の件数をR5年度見込値で見込む。(スキルアップ研修、事例検討会、テーマ別開催、計画の書き方教室の開催回数)		
	実績値 [回/年]	15	17	16									
★	地域の相談機関との連携強化の取組	計画値 [回/年]	9	9	9	・相談支援事業所との連携会議等の回数を見込む。(あまがさき相談支援連絡会、指定特定・障害児相談支援事業所連絡会の開催回数)	8	8	8	・相談支援事業所との連携会議等のR5年度見込値で見込む。(あまがさき相談支援連絡会、指定特定・障害児相談支援事業所連絡会の開催回数)			
	実績値 [回/年]	8	8	8									
	【新】個別事例の支援内容の検証の実施回数	計画値 [回/年]					調整中	調整中	調整中		※今後、自立支援協議会(運営会議)において協議予定		
	実績値 [回/年]												
★	【新】主任相談支援専門員の配置数	計画値 [人]					1	1	1	・「南北基幹相談支援センター」における現状の配置数(1人以上)の確保を			
	実績値 [人]												
★	【新】協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善												
	事例検討実施回数	計画値 [件/年]					調整中	調整中	調整中	※今後、自立支援協議会(運営会議)において協議予定			
		実績値 [件/年]											
	参加事業者・機関数	計画値 [回/年]					調整中	調整中	調整中	※今後、自立支援協議会(運営会議)において協議予定			
		実績値 [回/年]											
	専門部会の設置数・実施回数	計画値 [部会]					調整中	調整中	調整中	※今後、自立支援協議会(運営会議)において協議予定			
		実績値 [部会]	4	4	4								
		実績値 [回/年]	21	17	21								

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策					第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項)					備考(勘案事項等)	
(必要量の見込み) 相談支援体制の充実・強化のための取組については、本市では「基幹相談支援センター」において、総合的かつ専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化に向けた様々な取組を行っているため、これらの取組を継続していくよう必要量を見込みます。 (確保の方策) 本市の「基幹相談支援センター」には、地域の相談支援事業所からの相談事案などにも対応できるよう、正規職員のほか、専門の相談支援専門員を4名(南北に2名ずつ)配置し、その支援にあたっています。 「総合的・専門的な相談支援体制」については、ガイドラインに定めるサービス支給量の上限を超える非定型的の利用者や退院後の生活に必要な支援の調整等が難しい医療的ケア児など、計画相談支援に時間を要するケースやその他複合的な課題を抱えるケースへの対応・後方支援等を想定していますが、本市では「基幹相談支援センター」がその役割を担っているため、引き続き、現行体制においてこれらの対応にあたります。 また、「地域の相談支援体制の強化」については、現在も定期的に開催している地域の相談支援事業所を対象とした連絡会や研修会(あまがさき相談支援連絡会や特定・障害児相談支援事業所担当者会、スキルアップ研修、書き方教室など)を継続します。 これらの取組を継続することで、地域の相談支援体制の充実と強化につなげていきます。					【成果目標より】 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化に向けては、 <u>現行センター(機能)を確保して支援体制の強化に取り組むとともに、センターが中枢を担う拠点機能や既存のサービス事業所ネットワーク会議等を活用して地域づくりの役割を担うことを追記する。</u> 【成果目標より】 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けては、 <u>現在、拠点の連携会議(「あまがさき相談支援連絡会」兼「地域生活支援拠点連携会議」)で整理・対応を進めている「支援困難ケース」の取組(個別事例検討を含む)と合わせた実施や現行の本市自立支援協議会の部会の再編等も含めて検討し、体制を確保していくことを追記する。</u>					・自立支援協議会の部会の再編に向けては、当該協議会の運営会議を中心に検討を進めていく予定。	

種類		(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組									
区 分		第6期				第7期(案)					
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方		
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	計画値 [有無]	有	有	有	・兵庫県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用の有無を見込む。	有	有	有	・兵庫県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用の有無を見込む。		
	実績値 [有無]	有	有	有							
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有											
審査結果の活用等と事業所や関係自治体等との共有体制	計画値 [件/年]	無	無	有	・現在の審査体制や手法等を検証し、効果的な取組に向けて検討を進めるとともに、兵庫県や近隣自治体とも連携を図り、令和5年度からの実施を見込む。	有	有	有	・現在の審査体制や手法等を検証し、効果的な取組に向けて検討を進めるとともに、①サービス事業所ネットワーク会議を活用するほか、②兵庫県や近隣自治体とも連携を図り実施を見込む。		
	実績値 [件/年]	有	有	有							
実施回数	計画値 [回/年]	0	0	1		2	2	2			
	実績値 [回/年]	1	1	1							
指導監査結果の関係市町村との共有											
指導監査の適正な実施と関係自治体との共有体制の有無	計画値 [件/年]	有	有	有	・現在は、主に障害児通所支援に関する指導監査内容について、近隣中核市(3市)と協議・共有(年1回)を図っている。今後、兵庫県や近隣自治体とも連携を図り、共有体制の拡充を見込む。	有	有	有	・引き続き、主に障害児通所支援に関する指導監査内容について、近隣中核市(3市)と協議・共有(年1回)を図ることを見込む。		
	実績値 [件/年]	有	有	有							
実施回数	計画値 [回/年]	1	1	2		1	1	1			
	実績値 [回/年]	1	1	1							

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組については、本市ではこれまで、障害福祉サービスや移動支援事業等の支給決定基準(ガイドライン)を策定・運用するほか、事業所への監査体制や請求審査体制の強化に取り組んできました。なお、本計画の期間内で、事業所の指導監査や請求審査の結果を関係自治体等と共有する体制の構築が、新たな成果目標として示されたことから、これらの取組について、令和5年度からの実施と充実が図れるよう必要量を見込みます。 (確保の方策) 「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、兵庫県等が実施する様々な障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加が掲げられています。本市ではこれまでも「相談支援従事者初任者研修」や「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」など各種専門研修への受講を職員に促してきており、今後もその取組を継続していくことで、本市の相談支援機能の維持・充実につなげていきます。 「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」については、現在の請求審査の体制や機能を活用しつつ、兵庫県や近隣自治体とも効果的な実施手法等について検討を進めながら、令和5年度までに実施体制を構築します。 また、「指導監査結果の関係市町村との共有」については、令和元年度に障害児通所支援事業所の指定権限が兵庫県から中核市に移譲されたことから、本市では近隣中核市との連携体制を構築して、実施指導の進め方等について協議を行っています。今後、兵庫県や近隣自治体とも協議を進めながら、令和5年度までにその他のサービスも含めた共有体制の充実を図ります。 これらの取組を着実に進めることで、障害福祉サービス等の質の向上につなげていきます。	【成果目標より】 ・障害福祉サービスの質を向上させるための取組に向けては、現在の監査・請求審査体制を確保しつつ、サービス事業所ネットワーク会議(生活介護、グループホーム・短期入所、相談支援、就労移行支援、障害児通所支援)も一層活用しながら、サービスの質を向上させるための取組を推進することを追記する。	・令和6年度に改正される国のサービス報酬改定や令和8年度までに整備・運用が必要とされているシステム標準化への対応について留意する。

種類	(1)	理解促進研修・啓発事業									
区 分		第6期				第7期(案)					
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方		
理解促進研修・啓発事業	計画値 [有無]	有	有	有	・現在実施している「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」の継続を見込む。	有	有	有	・現在実施している「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」の継続を見込む。		
	実績値 [有無]	有	有	有							

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策					第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)					備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「理解促進研修・啓発事業」については、障害や障害のある人に対する理解を深めていくため、本市では、市民等が障害のある人と実際に交流するイベントとして「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」を毎年開催しており、第6期計画の期間中も継続的に実施するよう必要量を見込みます。 (確保の方策) 「市民福祉のつどい」については、平成29年度から民間団体への委託の下、従前の当事者団体を中心とした実行委員会や市民との協働により、「ミーツ・ザ・福祉」としてイベントの活性化を図っています。引き続き、効果的な周知・啓発を行うことで、参加者数の増加につなげていくとともに、このイベントを契機として、新たな交流やさらなる付加価値を生み出していけるよう、参画メンバー等との協働に取り組んでいきます。					【評価・管理シートより】 ・理解促進研修・啓発事業の確保に向けては、「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」開催の企画段階から福祉や障害について考える機会と障害のある人が参加・活躍できる場を創設し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施することで、障害のある人となない人の交流や相互理解を深めていることについて追記する。					

種類	(2)	自発的活動支援事業									
区 分		第6期				第7期(案)					
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方		
自発的活動支援事業	計画値 [有無]	有	有	有	・現在実施している事業の継続を見込む。	有	有	有	・現在実施している事業の継続を見込む。		
	実績値 [有無]	有	有	有							

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策					第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)					備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「自発的活動支援事業」については、障害のある人やその家族、地域の関係団体等による自発的な活動を支援するため、本市では、平成30年度から実施しており、第6期計画の期間中も継続的に実施するよう必要量を見込みます。 (確保の方策) これまでの実施状況や活動内容等を評価・検証して、事業スキームを確立するとともに、引き続き、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的な実施手法や事業の活性化等について検討していくことで、障害のある人の社会参加や地域の理解促進に取り組んでいきます。					【評価・管理シートより】 ・自発的活動支援事業の確保に向けては、情報支援機器の設置等により利便性が向上した身体障害者福祉会館の一層の周知や、各生涯学習プラザや身体障害者福祉センターで実施されている活動等から障害当事者による自主的な活動へつなげていく手法等の検討について追記する。					

種類		(3)	相談支援事業							
区 分			第6期				第7期(案)			
			R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方
★	障害者相談支援事業									
	実施か所数	計画値 [か所]	10	10	10	・現在設置している委託相談支援事業所及び「基幹相談支援センター」の確保を見込む。	10	10	10	・現在設置している委託相談支援事業所及び「基幹相談支援センター」の確保を見込む。
		実績値 [か所]	10	10	10					
	【新※調整中】委託相談支援事業所における延べ相談回数	計画値 [回/年]					調整中	調整中	調整中	※国の通知において、実利用見込み者数等を設定するとされているが、本市では障害者相談支援事業の実績値については、委託相談支援事業所における延べ相談回数のみ集計しているため、項目設定を兵庫県と調整中
		実績値 [回/年]	27,896	30,392	未積算					
	基幹相談支援センター (機能強化事業の実施)	計画値 [か所] [有無]	2 (有)	2 (有)	2 (有)	・現在設置している委託相談支援事業所及び「基幹相談支援センター」の確保を見込む。	2 (有)	2 (有)	2 (有)	・現在設置している委託相談支援事業所及び「基幹相談支援センター」の確保を見込む。
		実績値 [か所] [有無]	2 (有)	2 (有)	2 (有)					
	障害児等療育支援事業	計画値 [か所]	5	5	5	・現在設置している委託事業所の確保を見込む。	2	2	2	・R5年度から本事業の実施体制の集約化と支援内容の充実化を図っており、集約後の委託事業所(2か所)の確保を見込む。
		実績値 [か所]	5	5	2					
	住宅入居支援事業	計画値 [有無]	無	無	有	・本市の住宅施策と連携を図り、令和5年度の実施を見込む。	無	無	有	・実施至っていないため、引き続き、住宅施策と連携を図り、令和8年度の実施を見込む。
実績値 [有無]		無	無	無						

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策					第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)					備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「障害者相談支援事業」については、市の直接の窓口として、平成30年1月に開設した「基幹相談支援センター」(2か所)と、令和2年度に1か所増設した委託相談支援事業所(市内6か所、市外2か所)で実施しており、「障害児等療育支援事業」については、専門の療育支援機関(市内1か所、市外4か所)に委託して実施しています。これら事業については、引き続き、現在の支援体制による実施を継続するよう必要量を見込みます。 また、「住宅入居等支援事業」については、地域生活支援事業の必須事業となっていることから、これまでも兵庫県や市の住宅部局の取組等を踏まえて、実施に向けた検討をしてきましたが、未だ事業化には至っていないため、第6期計画の期間内での実施を見込みます。 (確保の方策) 「障害者相談支援事業」や「基幹相談支援センター」については、現在の実施体制を確保するとともに、今後も高まる相談支援ニーズに対応していくため、引き続き、委託相談支援事業所の連絡会を定期的に開催して連携の強化を図るとともに、「基幹相談支援センター」による総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業所に対する効果的な研修等の企画・実施、その他後方支援に取り組むことで、地域の相談支援体制の充実につなげていきます。 また、「障害児等療育支援事業」については、現在の実施体制を確保しつつ、本市の児童発達支援センターや「子どもの育ち支援センター(いくしあ)」・障害児通所支援の各サービスとの連携や役割のすみ分けを進めていく中で、より効果的な事業実施につなげていきます。 「住宅入居等支援事業」については、これまで地域生活支援拠点の機能により実施してきた、グループホームの利用(空き)状況の把握や公表、利用に係る相談支援などの取組を発展させ、障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅の紹介等も行えるよう、住宅部局の取組(住宅確保要配慮者の居住の安定の確保など)と連携を図りながら、事業化に向けた検討を進めていきます。					【評価・管理シート、成果目標より】 ・基幹相談支援センターと障害者相談支援事業の確保に向けては、本市の地域生活支援拠点(面的整備型)において、センターがその中枢機関を、また、障害者相談支援事業の委託事業所(8か所)がその支援機関を担いながら、障害分野における「支援困難ケース」の整理・対応に向けた体制整備を進めていることや、拠点連携会議を活用し、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うことについて追記する。 【評価・管理シートより】 ・障害児等療育支援事業の確保に向けては、令和5年度より委託による本市の療育支援体制の集約と充実を図り、障害児通所支援事業所ネットワーク会議の開催や関係機関との一層の連携等に取り組むことを追記する。					

種類		(4)	成年後見制度利用支援事業等							
区 分		第6期					第7期(案)			
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方	
成年後見制度利用支援事業 (法人後見支援事業の実施)	計画値	[人/年] [有無]	42 (無)	44 (無)	47 (無)	・「成年後見制度利用支援事業」は、H30～R2年度の対前年伸び率の平均(利用者数1.05)から算出。 ・「成年後見制度法人後見支援事業」は、「尼崎市成年後見等支援センター」の機能でその取組の一部(市民後見人の活用・活動支援など)を果たしていること等から、次期計画期間での実施は見込まない。	48 (無)	50 (無)	53 (無)	・「成年後見制度利用支援事業」は、R3～R5年度見込みの対前年伸び率の平均(利用者数1.05)から算出。 ・「成年後見制度法人後見支援事業」は、「尼崎市成年後見等支援センター」の機能でその取組の一部(市民後見人の活用・活動支援など)を果たしていること等から、次期計画期間での実施は見込まない。
	実績値	[人/年] [有無]	55 (無)	39 (無)	46 (無)					

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策					第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)					備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「成年後見制度利用支援事業」については、平成26年7月に「成年後見等支援センター」を開設し、平成30年1月から当該センターを2か所体制に強化して、相談や後見の申立・監督をはじめ、市民後見人の養成など一体的な支援を行っています。今後成年後見制度全体の利用ニーズは高まるものと予想されますが、市長申立など当該事業に係る利用者については、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。また、「法人後見支援事業」については、「成年後見支援センター」が当該事業による取組の一部を担い、その役割を果たしていることから、第6期計画での実施は見込まないこととします。 (確保の方策) 成年後見制度の利用支援については、引き続き、「成年後見等支援センター」において、窓口相談や専門相談会を実施し、支援を要する人への制度周知と利用促進に取り組むとともに、担い手となる市民後見人の養成や活動監督などを進め、積極的な活用につなげていきます。また、障害のある人やその家族、支援者などが将来の備えとして、制度に関する知識を持てるよう、家族会や地域の相談支援事業所等への周知・啓発を行うとともに、一層の連携を図ることで、障害のある人の権利擁護につながる支援に取り組んでいます。					【評価・管理シートより】 ・「成年後見等支援センター」を令和4年4月から権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関とし、関係機関との連携の強化を図るため、成年後見等支援センター運営委員会の開催回数を令和3年度の年2回から年6回に増やしている旨を追記する。 ・成年後見制度利用のための家庭裁判所への申立から決定までの期間短縮に向けて、後見人候補者を選任する受任調整会議の充実に取り組むことを追記する。					

種類		(5) 意思疎通支援事業等									
区 分		第6期				第7期(案)					
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方		
手話通訳者派遣事業	計画値 [件/年]	1,178	1,243	1,311	・「手話通訳者派遣事業」は、利用者数をH28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.05)から算出。 ・延べ利用件数は、H29～R1年度の利用者1人あたりの利用件数の平均(約13日)を、利用者数に乘じて算出	1,094	1,138	1,198	・「手話通訳者派遣事業」は、利用者数をH30～R4年度の対前年伸び率の平均(1.03)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2～R3年度の対前年伸び率は含まない。) ・延べ利用件数は、R3～R4年度の利用者1人あたりの利用件数の平均(約12.7日)を、利用者数に乘じて算出。 ・なお、R5年度下半期開始の「準登録支援員派遣制度」の利用件数については、当初想定していた利用件数(10人/年×1人あたり9件＝90件/年)を最大値として段階的に増やす見込みで上記の延べ利用件数に計上。		
	実績値 [件/年]	1,104 (93.72 %)	1,033 (83.11 %)	1,044 (79.67 %)							
要約筆記者派遣事業	計画値 [件/年]	194	195	197	・「要約筆記者派遣事業」は、利用者数をH28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.01)から算出。 ・延べ利用件数は、H29～R1年度の利用者1人あたりの利用件数の平均(約19日)を、利用者数に乘じて算出。	111	108	105	・「要約筆記者派遣事業」は、利用者数をH30～R4年度の対前年伸び率の平均(0.97)から算出(※新型コロナの影響があるため、R2～R3年度の対前年伸び率は含まない。) ・延べ利用件数は、R3～R4年度の利用者1人あたりの利用件数の平均(約10.7日)を、利用者数に乘じて算出。		
	実績値 [件/年]	139 (71.65 %)	107 (54.87 %)	114 (57.84 %)							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	計画値 [件/年]	20	20	20	・「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、利用対象も限定的であり、利用実績の変動が大きい。過去の実績で最大の利用人数(2人/年)を見込み、概ね1人あたり10件/年の利用を見込んで算出。	10	10	10	・「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」は、利用対象も限定的であり、近年の利用実績を踏まえて、R5年度見込み値(1人/年)で見込み、概ね1人あたり10件/年の利用を見込んで算出。		
	実績値 [件/年]	0 (0.00 %)	0 (0.00 %)	5 (25.00 %)							
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	計画値 [件/年]					32	40	48	・「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」は、R5年度に兵庫県と政令・中核市で共同事業として開始している。現時点(R5.8月末時点)で利用登録は無しとなっていることから、県が想定している利用件数(12人/年×1人あたり4件＝48件/年)を最大値として段階的に増やしていく。		
	実績値 [件/年]			12							
手話通訳者設置事業	計画値 [人]	4	4	4	・設置通訳者(4人)の確保を見込む(本庁と南北障害者支援課での設置を予定)。	4	4	4	・設置通訳者(4人)の確保を見込む(本庁と南北障害者支援課での設置を		
	実績値 [人]	2	2	2							
手話通訳者養成事業 (うち、登録見込者数)	計画値 [人]	31	31	31	・「手話通訳者養成事業」は、各過程における講座修了者数を受講者の7割を見込んで算出。 ※通訳Ⅰ(定員20人→修了14人)、通訳Ⅱ(受講14人→修了10人)、通訳Ⅲ(受講10人→修了7人)の計31人 ・うち、登録者見込者数は、過去の実績を勘案して3人を見込む。	31	31	31	・「手話通訳者養成事業」は、各過程における講座修了者数を受講者の7割を見込んで算出。(※通訳Ⅰ(定員20人→修了14人)、通訳Ⅱ(受講14人→修了10人)、通訳Ⅲ(受講10人→修了7人)の計31人) ・うち、登録者見込者数は、R3～R5年度の平均値「1人」をR5の拡充事業等によりR6～R8年度の平均値が「1.5人」となるように見込む。		
	実績値 [人]	20 (1)	23 (1)	21 (1)							
要約筆記者養成事業 (うち、登録見込者数)	計画値 [人]	7	7	7	・R3年度から西宮市と講座の共同開催を行い、単年度(1年間)で前期課程と後期課程が受講できるよう事業の充実を図る予定。 ・「要約筆記者養成事業」は、講座修了者数を定員数(10名)の7割を見込んで算出。 ・うち、登録者見込者数は、講座修了者全員を見込む。	7	7	7	・「要約筆記者養成事業」は、講座修了者数を定員数(10名)の7割を見込んで算出。 ・うち、登録者見込者数は、講座修了者全員を見込む。 ※R3年度から西宮市と講座の共同開催を行い、単年度(1年間)で前期課程と後期課程が受講できるよう事業の充実を図っている。		
	実績値 [人]	2 (1)	6 (5)	6 (4)							
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 (うち、登録見込者数)	計画値 [人]	3	3	3	・「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」は、講座修了者数をこれまでの平均(3名)で見込む。 ・うち、登録者見込者数は、これまでの実績の平均で見込む。	2 (2)	2 (2)	2 (2)	・「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」は、講座修了者数をH30～R5年度の平均(2人)で見込む。 ・うち、登録者見込者数は、講座修了者全員を見込む。		
	実績値 [人]	1 (1)	1 (1)	1 (1)							
失語症者向け意思疎通支援者養成事業 (うち、登録見込者数)	計画値 [人]	2	2	2	・「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」は、講座修了者数をこれまでの平均(2名)で見込む。 ・うち、登録者見込者数は、これまでの実績の平均で見込む。	2 (2)	2 (2)	2 (2)	・「失語症者向け意思疎通支援者養成事業」は、講座修了者数をR3～R5年度の最大値(2人)で見込む。 ・うち、登録者見込者数は、講座修了者全員を見込む。		
	実績値 [人]	1 (1)	2 (2)	1 (1)							

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項)	備考(勘案事項等)
【必要量の見込み】 「意思疎通支援事業」については、障害者差別解消法や尼崎市手話言語条例が施行されたことによる情報支援に対する意識の高まり等から、各種「派遣事業」の利用ニーズも高くなっています。しかしながら、派遣事業の担い手となる意思疎通支援者の登録人数や支援が可能な時間帯等にも限りがあることから、その利用実績については、大きな伸びとなっていない状況です。そのため、各種「派遣事業」については、これまでの、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込むこととします。なお、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業については、その実施手法や開始時期について兵庫県と協議している段階であるため、現時点で必要量は見込まないこととします。 「手話通訳者設置事業」については、現在、市役所本庁舎に2名の設置通訳者を配置していますが、今後は、南北保健福祉センターへの配置等も検討する中で、4名の配置を見込むこととします。 各種「養成事業」については、本市では近年、手話通訳者養成講座のカリキュラム(課程)の内容や開催頻度の拡充を図るほか、令和元年度から新たに失語症者向け意思疎通支援者の養成講座も兵庫県に委託して実施するなど、事業の充実を図っています。そのため、現在の実施内容や開催頻度を確保しつつ、各「養成事業」の講座修了者数と登録者数については、これまでの実績を勘案して必要量を見込むこととします。 【確保の方策】 意思疎通支援者の派遣事業については、今後も高まる利用ニーズにあわせて、担い手となる支援者を確保していく必要があるため、特に利用が多い手話通訳者と要約筆記者の派遣・養成事業を委託している「尼崎市聴力障害者福祉協会」と連携を図り、引き続き、両事業の安定的かつ継続的な実施と一層の周知、養成講座の受講促進、受講者の講座修了につなげるための支援等に取り組めます。また、兵庫県とも連携を図りながら、「遠隔手話サービス」の導入を進めるほか、引き続き、委託によるその他の意思疎通支援者の派遣・養成事業を実施していきます。 これらの取組を着実に進めることで、意思疎通支援の体制の充実につなげていきます。	【評価・管理シートより】 ・意思疎通支援事業(派遣・養成)の確保に向けては、令和5年度から支援者(手話通訳・要約筆記)の処遇面の向上(派遣単価の引き上げなど)や手話通訳者養成講座修了者の派遣登録を促すための「チャレンジ派遣制度」の実施等に取り組むとともに、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨等を踏まえた意思疎通支援体制のあり方についても、手話言語条例施策推進協議会等で協議・検討を進めていくことを追記する。	・情報支援機器の普及(導入)や活用状況等も踏まえ、本市の窓口等に設置する手話通訳者の役割や配置等について整理する必要があることにも留意する。

種類		(6) 日常生活用具給付事業									
区 分		第6期				第7期(案)					
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方		
介護・訓練支援用具	計画値 [件/年]	52	57	62	・H28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.09)から算出。	26	24	22	・R1～R4年度の対前年伸び率の平均(0.92)から算出。		
	実績値 [件/年]	41 (78.85 %)	31 (54.39 %)	29 (46.13 %)							
自立生活支援用具	計画値 [件/年]	137	146	157	・H28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.07)から算出。	77	76	74	・R1～R4年度の対前年伸び率の平均(0.98)から算出。		
	実績値 [件/年]	124 (90.51 %)	81 (55.48 %)	79 (50.44 %)							
在宅療養等支援用具	計画値 [件/年]	67	68	68	・H28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.01)から算出。	85	89	92	・R1～R4年度の対前年伸び率の平均(1.04)から算出。		
	実績値 [件/年]	65 (97.01 %)	78 (114.71 %)	81 (119.66 %)							
情報・意識疎通支援用具	計画値 [件/年]	99	105	112	・H28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.06)から算出。	64	59	55	・R1～R4年度の対前年伸び率の平均(0.93)から算出。		
	実績値 [件/年]	70 (70.71 %)	74 (70.48 %)	69 (61.36 %)							
排泄管理支援用具	計画値 [件/年]	10,682	11,007	11,342	・H28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.03)から算出。	12,037	12,481	12,941	・R1～R4年度の対前年伸び率の平均(1.04)から算出。		
	実績値 [件/年]	11,468 (107.36 %)	11,196 (101.72 %)	11,609 (102.35 %)							
居宅生活動作補助用具	計画値 [件/年]	13	14	14	・H28～R1年度の対前年伸び率の平均(1.02)から算出。	10	10	9	・R1～R4年度の対前年伸び率の平均(0.96)から算出。		
	実績値 [件/年]	9 (69.23 %)	11 (78.57 %)	11 (75.22 %)							

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「日常生活用具給付等事業」については、各品目で給付件数の伸びに動きがあるものの、必要性や利用ニーズの高い品目を追加するなど、希望者に対して一定の給付ができています。そのため、これまでの給付実績を勘案して必要量を見込みます。 (確保の方策) 在宅で生活している重度の障害のある人等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き、安定的な事業運営に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら、利用ニーズにあった品目を給付できるよう、定期的に見直しを行います。	【評価・管理シートより】 ・日常生活用具給付等事業の確保に向けては、令和5年度から給付品目や公費負担限度額の整理、当事者ニーズに合った新たな品目の追加など制度の充実を図ったことを周知するとともに、特に新たな品目を希望する対象者への適正な給付に取り組むことを追記する。	

種類		(7) 移動支援事業								
区 分		第6期				第7期(案)				
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方	
移動支援事業	計画値	[時間/月]	315,636	310,934	306,301	・「移動支援」は、利用者数をH30、R1年度の対前年伸び率の平均(0.99)から算出(※新型コロナウイルスの影響があるため、R2年度の対前年平均伸び率は含まない)。 ・延べ利用日数は、H30、R1年度の利用者1人あたりの年間利用時間の平均(224.9時間/年)を、利用者数に乗じて算出。 ※新型コロナウイルスの前から延べ利用時間数については、減少傾向にあったが、「新型コロナの5類への移行」による増加を見込む。	270,373	275,450	280,621	・「移動支援」は、R4～R5年度の対前年伸び率の平均(利用時間数1.02:利用者数1.02)から算出(※新型コロナウイルスの影響があるため、直近の対前年伸び率をから算出)。
		[人/月]	1,404	1,383	1,362		1,301	1,324	1,347	
	実績値	[時間/月]	255,766 (81.03 %)	256,349 (82.44 %)	265,391 (86.64 %)					
		[人/月]	1,235 (87.96 %)	1,241 (89.73 %)	1,278 (93.84 %)					

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「移動支援事業」については、平成29年10月から「移動支援事業支給決定基準(ガイドライン)」と新たな報酬区分(単価)での運用を開始していることや、「放課後等デイサービス」や「日中一時支援」の増加によって、障害のある人の居場所などが確保されてきたことにより、近年の利用実績はやや減少傾向にあります。 今後も、「放課後等デイサービス」等への移行や重度利用者の「行動援護」等への移行が見込まれますが、その他の利用者については、市内や隣接する市の事業所等で一定のサービス供給量が確保されると考えていることから、これまでの利用実績を勘案して必要量を見込みます。 (確保の方策) 「移動支援事業」については、依然として利用ニーズが非常に高いサービスであることから、これまでも自立支援協議会の「ガイドライン検討部会」において、ガイドラインや新たな報酬区分(単価)による運用の検証等を行い、令和2年度には、65歳以上と18歳未満の重度利用者に係る報酬区分(単価)を引き上げる運用の見直しを行うなど、安定的かつ継続的な事業運営に向けて取り組んできました。引き続き、ガイドラインの周知と確実な運用により、基準に即した支給決定や適正なサービス提供につなげていきます。	・移動支援事業の確保に向けては、サービスの性質上、特にコロナ禍における影響を受けたサービスであることを考慮し、今後の利用状況(新型コロナウイルスの5類移行による利用回復など)も見据えながら、事業運用についての評価・検証に努めることを追記する。	

種類		(8) 地域活動支援センター								
区 分		第6期				第7期(案)				
		R3	R4	R5(見込)	計画値(積算)の考え方	R6	R7	R8	計画値(積算)の考え方	
地域活動支援センター (市外のセンター)	計画値	[か所]	25 (11)	25 (11)	25 (11)	・現在設置している「地域活動支援センター」の実施体制の維持を見込む。	25 (10)	25+ α (10)	25+ α (10)	・現在設置している「地域活動支援センター」の実施体制(25か所)の維持を見込むとともに、令和6年度末をもって県補助金が廃止される「小規模作業所」(2か所のうち●か所)の「地域活動支援センター」への移行(●か所増)を見込む。
		[人/年]	336 (21)	336 (21)	336 (21)		R5年度見込値 (R5年度見込値)	R5年度見込値+ α (R5年度見込値)	R5年度見込値+ α (R5年度見込値)	
	実績値	[か所]	25 (10)	25 (10)	25 (10)		※利用人数とR7以降の設置か所数については調整中			
		[人/年]	378 (17)	367 (17)	積算中 積算中					

第6期における必要量の見込みの考え方と確保の方策	第7期における必要量の見込みの考え方と確保の方策(主な追記事項案)	備考(勘案事項等)
(必要量の見込み) 「地域活動支援センター」については、近年、障害福祉サービスにおける日中活動系サービスの事業者の増加に伴って障害のある人の日中活動の場も広がっていることから、新規での開設は見込んでおりませんが、当該センターから日中活動系サービスの事業所への移行ケースがあることや、市内にある小規模作業所の法内施設への移行も想定しておく必要があることから、現在の実施体制を維持していくよう必要量を見込みます。 (確保の方策) 利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる「地域活動支援センター」は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、引き続き、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていきます。	【評価・管理シートより】 ・地域活動支援センターの確保に向けては、令和3年12月に兵庫県の「行財政運営方針の見直し」が示され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に減額(令和7年度で廃止)されることから、それまでに法内施設(地域活動支援センターなど)への移行を進めていくことを追記する。	